

鴻巣市中央公民館エリア民間活力導入可能性調査業務に係る回答書

平成31年4月24日

鴻巣市市長政策室総合政策課

No.	質問箇所	質問内容	回答内容
1	実施説明書 (P3. 7(3))	質問内容と貴市のご回答は、質問書を提出した事業者のみに回答されるのでしょうか。又は、質問を提出した事業者すべてに公表されるのでしょうか。	質問書を提出したすべての事業者に回答書をメールするとともに、同様の回答書をホームページに掲載します。
2	実施説明書 (P4. 10②)	別紙3の審査基準書は、いつ公表いただけるのでしょうか。	4/26にホームページで公表予定です。
3	実施説明書 (P2. 7(2)、P3. 8)	実施説明書「6(2)提出書類」では別紙4・別紙5を提出することとなっていますが、「8提案者の選定」では「『営業経歴書』『決算書類(写)』に基づき、」と記載があります。決算書類等については、改めて提出は必要でしょうか。	『営業経歴書』と『決算書類(写)』は、鴻巣市指名競争等入札参加資格申請時に提出していただいているため、提出不要です。
4	仕様書 (P1. 6. 3)	仕様書6の「3)民間活力導入方針の検討」では「(3)施設供用開始後の運営及び維持管理内容」とありますが、民間事業者への委託範囲内容としては、運営及び維持管理を含めることを前提と考えてよろしいでしょうか。	運営及び維持管理に係る民間事業者の活用検討については、本調査業務に含まれるものです。
5	実施説明書 (P4. 10)	プレゼンテーションにおいて、提案書に記載された内容以外の資料の提示・提出はできないものと考えてよろしいでしょうか。	原則、提案書に記載した内容以外の資料の提示・提出はできません。
6	実施説明書 (P4. 10)	プレゼンテーション及び質疑応答の時間配分をご教示ください。	詳細は参加申込書をご提出いただいた後に通知しますが、質疑応答を含めて40分程度を想定しています。
7	実施説明書 (P4. 10)	パワーポイントではなく、提案書をスクリーンに投影することも可能でしょうか。	可能です。

No.	質問箇所	質問内容	回答内容
8	仕様書 (P3. 8)	仕様書「8 成果品」に記載されている報告書の体裁と正副の違いをご教示ください。	体裁については、契約事業者と調整のうえ決定します。副本は、正本の写しです。
9	別紙5 技術資料	様式第7号(技術資料)については、4/25(木)の参加申込書提出時には同種または類似の実績、管理技術者の資格、経歴、手持ち業務のみの記載として可能でしょうか。また、不可の場合は、提案書提出時において変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	参加申込時に、すべての項目を記載して提出してください。また、特別な理由がない限り、変更は認めません。
10	別紙5 技術資料	技術資料(様式第7号)に記載する実績に関して、類似・同種の定義を教えてください。	PFI事業の実施に向けた導入可能性調査やサウンディング調査、アドバイザー業務等といったPFIの導入に係るコンサルティング業務全般を指します。
11	別紙5 技術資料	技術資料(様式第7号)に記載する実績に関して、「3年以内」とありますが、3年以内に完了した業務と言う理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	別紙5 技術資料	技術資料(様式第7号)に記載する実績に関して、実績を証明する資料等の提出は必要でしょうか。	必要ありません。
13	別紙5 技術資料	技術資料(様式第7号)の「4 その他の事項」につきましてどのような内容を記載すればよろしいか、具体例などございましたら教示ください。	特に記載は必要ありません。
14	実施説明書 (P4. 10②)	「公募型プロポーザルの実施に関する公表」2(3)の別紙3の審査基準書を提示頂けますか。また、その把握方法をお教えてください。	4/26にホームページで公表予定です。
15	実施説明書 (P3-4. 9(3))	「実施説明書」3・4頁の9(3)における別紙7~10の指定様式があればお教えてください。	4/26にホームページで公表予定です。

No.	質問箇所	質問内容	回答内容
16	実施説明書 (P2.6)	参考資料1・2は、参加申込書を提出した事業者へご提供頂けるとのことですが、本質問期間(22日まで)を過ぎて参加申込書を提出した場合、改めて参考資料等に係る質問を受け付けて頂ける期間をご設定頂くことは可能でしょうか。	ご要望のとおり、別途対象期間を設けます。詳細は参加申込書をご提出いただいた後に通知します。
17	仕様書 (P1.6)	仕様書1P「6. 業務内容」に「本エリア対象施設」とありますが、その対象範囲についてご教示ください。	中央公民館(鴻巣勤労青少年ホームを含む)、中央公民館分室、鴻巣児童センター、中央児童公園です。
18	仕様書 (P1.6)	中央児童公園(都市計画公園)は対象エリアに含まれるでしょうか。また含まれる場合、防災上の位置づけや、都市公園法上の制約を受ける公園かどうかについてもご教示ください。	対象エリアに含みます。防災上は、指定緊急避難場所に位置づけられ、火災や洪水等の際に、多数の避難者が一時的に避難できる場所です。また、都市計画決定された公園であり、都市公園法の適用を受けます。
19	仕様書 (P3.8)	業務委託報告書については、市HP等でその内容を公開する予定でしょうか。	公開する予定はありません。
20	その他	将来、中央公民館エリア施設の再編事業に民間事業者(開発、土木、建築等)として参加する予定の事業者は、本調査業務に参加できますでしょうか。	参加可能です。

以上